

利用規約・同意書

第1条（名称）

本会は「L. TIMEFITNESS」(以下ジムという)と称します。

第2条（入会資格）

本施設に入会した者のうち、当ジムが適正と認めた者を会員とします。

1. 暴力団関係者ではありません。
2. 過去に、本施設から除名処分を受けたことがありません。
3. 医師から運動、入浴等を禁じられておらず、本施設のジムが十分に利用できる健康状態です。
4. 現時点において、一時的な筋肉のけいれんや意識の喪失などの症状招く疾病や集団感染する恐れのある疾病を有していません。
5. 過去の会費、事務手数料、利用料等について未払いの債務のない方
6. ジム会員会則および施設内諸規制を遵守します。
7. 16歳以上(高校生以上)の方が申込できます。
8. なお、ジム会員会則および施設内諸規制に違反した場合、ならびに上記をはじめとする貴社への申告内容および各種届出内容に虚偽があったことが判明した場合、本施設から除名処分をうける場合があることを予め承諾します。

第3条（入会手続き）

本施設に入会を希望する者は、本会員規約を承認し、所定の手続きに従い申し込むものとします。又入会後に入会申込時の記載事項に変更が生じた場合、(特に住所、電話番号、メールアドレス)には速やかに届け出るものとします。尚、18歳未満の者は、保護者の同意書が必要です。

第4条（会費）

1. 会費は必ずクレジットカード毎月20日までもしくは、銀行引き落としにて毎月7日までに支払う事とします。
2. 会費は、本施設の利用の有無にかかわらず、支払わなければなりません。
3. 会員が申告した利用開始日以降、会員が支払った入会金、会費および事務手数料は、理由の如何を問わず返金されないものとします。また、会員が当ジムを退会し、当ジムに再度入会する場合は、改めて入会金および事務手数料を当社の定めに従い支払うものとします。

第5条（預金口座振替依頼書）

記入漏れ、印鑑相違、その他の不備で書類が返却された場合、翌月以降に引き落としになる場合があります。その場合引き落としが開始されるまで、現金または、クレジットカードでお支払いしてください。

第6条（変更・休会・退会）

会員は事前に変更・休会・退会を施設側に報告すること。尚、これらの変更・休会・退会報告は毎月5日で締め切りとし、それにより翌月から届出の効力が発生するものとします。6日以降に変更・休会・退会の手続きをされた場合は翌々月扱いになります。本会員規約を遵守しない者、公序良俗に反する行為をした者、当ジム・当スタッフの指示に従わない者、当ジムの定める料金を支払わない者及び健康上の理由等により当ジムが会員として適正でないと判断した者は、当ジムから通知して退会させる事が出来るものとします。退会する際は、会員証の返却をお願い致します。

第7条（自己責任）

会員は当ジムの規約に従い、自己の責任において行動してください。又、施設利用時の盗難・傷害・事故などのトラブルについては、当ジムは一切責任を負いませんので、ご了承ください。

第8条（本規約および諸規則の改定）

- 1.当ジムは、自らの判断に従い、本規約を改定することができるものとします。
- 2.当ジムは、諸規則を適宜制定または改定することができるものとします。
- 3.改定された本規約および制定または改定された諸規則の内容は、全てのお客様に適用され効力を有するものとします

第9条（禁止事項）

お客様は、当ジムの運営について、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。当該行為があるときは、当社はおお客様に対し、当該行為の中止、本施設の設備の利用の中止、本施設からの退去等を求めることができます。

- 1.他のお客様または当社スタッフに対して叩く、蹴る、強く掴むその他の暴力を振るうこと
- 2.盗難、盗撮、露出、唾を吐く、その他法令または公序良俗に反する行為をすること
- 3.本施設の設備等を持ち出し、本施設内に刃物等の危険物を持ち込むこと
- 4.酒気を帯びて本施設へ入館し、または本施設を利用すること
- 5.本施設内で喫煙（電子タバコを含む）をすること

第10条（発効）

本規約は令和3年2月28日より発効します

本規約は令和3年9月1日より一部改正します（第6条変更・休会・退会）